

新型コロナウイルス
感染症にかかる

(全老健版) 老健施設サービスでの対応

(4/8時点)

感染疑い事例がない場合

- ・新型コロナウイルス感染症に準じ感染対策マニュアル等の取組の再徹底
(職員：マスク・手指消毒の徹底) ※即、濃厚接触者にならない為に
- ・連絡体制の強化 ⇒ 施設長等への連絡及び施設内での情報共有体制の確認
- ・感染者発生を想定し、業務継続計画（BCP）の作成の準備を行う

感染疑い事例が発生した場合

- ・職員：施設長等に報告し、かかりつけ医等へ電話相談や業務指示を行う
- ・利用者：施設長・管理医師に報告を行う

新型コロナウイルス感染が疑われる場合

施設内の短期入所も含め、
入退所者の制限を検討

保健所内設置の新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）に電話連絡し指示を受ける

PCR 検査の実施

検査結果（陰性も）を
区市町村及び都道府県に連絡

感染者は原則入院 * 1

入所者・職員に感染者（PCR陽性）発生

感染拡大防止対策の強化 * 2

濃厚接触者又は接触が疑われる入所者・職員を特定 * 3 (P2)
保健所等の指示により、対象入所者・職員へのPCR検査を実施

(複数の陽性者)

(他に陽性者なし)

感染者は原則入院 * 1

クラスター（集団）発生 * 4
※施設サービスは継続
(都道府県からの休業要請の対象外)

PCR陰性の利用者は施設内対応
(要管理)

* 1 利用者は入院、職員は原則入院となるが症状によっては自治体の判断（4月7日事務連絡より）

* 2 食器は使い捨てプラ容器、ユニット型では自室隔離対応、開放型は間隔をあげ間仕切り対応、職員はできるだけ固定し交差感染防御、マスク、手袋着用、入室前後の手指消毒、飛沫感染等のリスクが高い場合、ゴーグル、使い捨てエプロン等を着用、十分な換気、

* 4 状況に応じてマスク・ガウン（エプロン）・手袋・消毒液の支給を要請、保健所と連携し病床の確保

*3 濃厚接触者 又は 接触が疑われる入所者・職員を特定

(4/30時点)

陽性者が出た際の他の入所者又は施設職員の定義付け

※施設内の対応に限る（家族等については、施設長等に報告及びセンターに相談）

